

債務負担行為に係る工事の前金払

1. この工事は、複数年にまたがる債務負担行為に係る工事である。
2. 各会計年度における請負代金の支払い限度額（以下「支払限度額」という。）は、次の割合のとおりとする。

平成29年度	約25%
平成30年度	約75%

また、出来高予定額は、次の割合のとおりとする。

平成29年度	約25%
平成30年度	約75%
3. 前払金については、契約会計年度に、翌会計年度の前払金の一部を含めて請求することができる。ただし、前払金の請求額は、契約会計年度の支払限度額を超えて請求することはできないこととする。